

## 移動警察規則の一部を改正する規則の制定について

（昭62.2.19 乙刑発第3号、乙保発第3号 次長から府  
県公委長、各局部課長、審議官、首席監察官、警大長、  
研究所長、皇宮本部長、管区長、管校長、東京都・北海  
道警察通信部長、総監、本部長、方面部長あて）

この度、「移動警察規則の一部を改正する規則」（昭和62年国家公安委員会規則第1号）が別添のとおり制定され、昭和62年4月1日から施行されることになった。

今回の改正の趣旨及び要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺憾のないようにされたい。

命により通達する。

### 記

#### 1 改正の趣旨

日本国有鉄道の分割・民営化により鉄道公安制度が廃止され、都道府県警察が鉄道に係る公安維持の事務を一元的に行うこととなったこと等に伴い、移動警察事務をより適正かつ効率的に推進するため、所要の規定の整備を行ったものである。

#### 2 改正の要点

- (1) 都道府県警察が作成する移動警察の実施計画及びそれに基づく移動警察の実施結果等については、警察庁長官の定めるところにより、警察庁及び管区警察局へ報告することとされた。（第3条第4項）
- (2) 今後、都道府県警察が行う列車警乗が充実強化されること等に伴い、警察庁は、交通機関による輸送等の実態、交通機関に係る治安情勢等にかんがみ、列車警乗等の移動警察の効率的な実施を期するため、特に必要があると認められるときは、これらの移動警察に係る警察活動につき全国的観点から基本計画を作成することができるものとされた。また、警察庁が基本計画を作成した場合には、都道府県警察は、基本計画に従って実施計画を作成しなければならないこととされた。（第4条第1項及び第3項）
- (3) 二以上の都道府県警察の管轄区域にわたる移動警察の実施により被疑者を逮捕したときは、被害者の住所、犯罪の態様その他諸般の事情に照らし、必要に応じて、逮捕

地又は当該交通機関の最寄りの駅等の発着場所のいずれかを管轄する都道府県警察に、関係書類とともに身柄を引き渡すことができることとされた。この場合において、「当該交通機関の最寄りの駅等の発着場所」とは、列車の場合には列車の最寄りの停車駅を、船舶の場合には船舶の寄港する最寄りの発着場所をいう。

なお、身柄引継の場所等を指定し、あらかじめ関係都道府県警察に通知することとされていた制度は、廃止することとされた。(第6条第1項)

(4) この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、警察庁長官が定めることとされた。(第9条)

#### 別添

#### 国家公安委員会規則第1号

警察法施行令(昭和29年政令第151号)第13条第1項の規定に基づき、移動警察規則の一部を改正する規則を次のように定める。

昭和62年2月5日

国家公安委員会委員長 葉梨信行

#### 移動警察規則の一部を改正する規則

移動警察規則(昭和29年国家公安委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

#### (任務)

第2条 移動警察は、列車その他の交通機関及び駅構内又は交通機関の発着場所等において、警ら、警戒警備、捜査その他の警察活動に当たるものとする。

第3条及び第4条を削る。

第6条の見出しを「(実施計画等)」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「基き」を「基づき」に、「決定」を「作成」に改め、同項後段を削り、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

都道府県警察は、実施計画を作成し、これに従って移動警察を実施するものとする。

第6条第3項を次のように改める。

3 警察庁及び管区警察局は、前2項の規定による実施計画の作成、移動警察の実施及び関係都道府県警察間の協議について、必要な指導及び連絡調整を行うものとする。

第6条に次の1項を加える。

4 都道府県警察は、警察庁長官の定めるところにより、実施計画及びそれに基づく移動

警察の実施結果等を警察庁及び管区警察局へ報告するものとする。

第6条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

(基本計画)

第4条 警察庁は、交通機関による輸送等の実態、交通機関に係る治安情勢等にかんがみ、都道府県警察が作成する実施計画の適正を図り、移動警察の効率的な実施を期するため、特に必要があると認めるときは、基本計画を作成することができる。

- 2 基本計画は、移動警察の実施に関する施策の大綱及びそれを実施するために必要な事項について定めるものとする。
- 3 都道府県警察は、基本計画が定められているときは、基本計画に従って実施計画を作成しなければならない。

第7条を削る。

第8条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第1項中「移動警察」を「2以上の都道府県警察の管轄区域にわたる移動警察」に、「前条に規定する身柄引継の場所を管轄する警察」を「必要に応じて、逮捕地又は当該交通機関の最寄りの駅等の発着場所を管轄する都道府県警察」に改め、同条第2項中「前項に規定する引継を受けた警察」を「前項の規定により引渡しを受けた都道府県警察」に、「引継をした」を「引渡しをした」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「、関係都道府県警察その他の関係機関」を「及び関係都道府県警察」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

(関係団体等との連携)

第8条 警察庁、管区警察局及び都道府県警察は、列車その他の交通機関に係る事業者その他の関係団体等と緊密に連携を保ち、移動警察の円滑適正な運営を期するものとする。

(警察庁長官への委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施のため必要な事項は、警察庁長官が定める。

第10条を削る。

附 則

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。